

令和3年10月31日執行

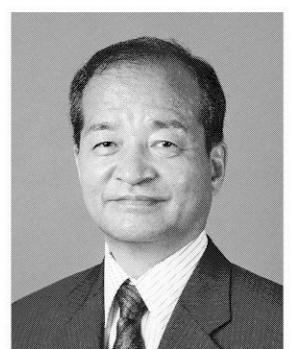
# 最高裁判所裁判官国民審査公報

静岡県選挙管理委員会

略歴



最高裁判所判事  
みやまたくや  
昭和二十九年九月二日生



最高裁判所判事  
おかまさあき  
昭和三十二年二月二日生



最高裁判所判事  
うかがかつや  
昭和三〇年七月二一日生



最高裁判所判事  
さかいたとおる  
昭和三三年七月一七日生

裁判官としての心構え  
最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

裁判官としての心構え  
最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
平成二十九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事案の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事案の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
昭和五七年四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成四年四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二二三年一月 東京地裁判事部総括  
二四年九月 法務省民事局長  
二七年一〇月 東京高裁判事部総括  
二八年二月 さいたま地裁所長  
二九年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決  
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事案の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事案の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
昭和五七年四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成四年四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二二三年一月 東京地裁判事部総括  
二四年九月 法務省民事局長  
二七年一〇月 東京高裁判事部総括  
二八年二月 さいたま地裁所長  
二九年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決  
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事案の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事案の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
昭和五七年四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成四年四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二二三年一月 東京地裁判事部総括  
二四年九月 法務省民事局長  
二七年一〇月 東京高裁判事部総括  
二八年二月 さいたま地裁所長  
二九年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決  
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事案の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事案の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
昭和五七年四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成四年四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二二三年一月 東京地裁判事部総括  
二四年九月 法務省民事局長  
二七年一〇月 東京高裁判事部総括  
二八年二月 さいたま地裁所長  
二九年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決  
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決  
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事案の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事案の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
最高裁判所において関与した主要な裁判  
昭和五七年四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成四年四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二二三年一月 東京地裁判事部総括  
二四年九月 法務省民事局長  
二七年一〇月 東京高裁判事部総括  
二八年二月 さいたま地裁所長  
二九年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決  
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決  
タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることがあるなどの判決で示す事案の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和二年二月二十四日 大法廷判決  
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

## 静岡県選挙管理委員会



# 最高裁判所判事 はやし

昭和三年八月三一日生

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

四 否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

五 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定  
(いわゆる袴田事件についての)再審請求を棄却した原決定  
に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決  
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に  
法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法  
がある（全員一致、裁判長）。

令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

令和元年九月最高裁判所判事

平成四年	四月	判事補任官	以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務
二二年	八月	判事任官	以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。
二二年	七月	最高裁民事局長兼行政局長	
二五年	三月	同經理局長	
二六年	九月	静岡地裁所長	
同年一月	東京高裁判事（部総括）	東京高裁判事（部総括）	
同年一月	最高裁首席調査官	最高裁首席調査官	

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業



最高裁判所判事  
岡村和美

昭和三年一二月二三日生

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとした（多数意見）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとして、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適用  
否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定

電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約  
の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の  
合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によること  
なく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行う  
ことは許されたとした（全員一致）。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

一 令和二年一〇月二三日 第二小法廷判決

参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一一月一八日 大法廷判決

令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間ににおける投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至つていたとはいえないとした（多数意見）。

		昭和五六年
	五月	平成元年
	三月	平成二年
	四月	二六年
	五月	二八年
司法修習生	（第一東京弁護士会）	八年
弁護士登録	米国ニューヨーク州弁護士登録	九年
検事に任命	法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。	十年
法務省人権擁護局長	消費者庁長官	十一年
最高裁判所判事		十二年

A black and white portrait of Dr. K. S. Yiu, a middle-aged man with short, light-colored hair. He is wearing glasses, a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is looking slightly to his left.

二浦守 高裁判所判事  
みうら まもる

昭和三一年一〇月一三日生

**裁判官としての心構え**

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思います。

そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思います。

最大較差三・〇〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見を付した。

四 令和三年二月二十四日 大法廷判決

市が管理する都市公園内に孔子等を祀つた施設を所有する注人に對し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇条三項に違反するとした（多数意見）。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決

集団予防接種等によつてB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決  
諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に  
対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求  
権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄し  
て差し戻した（全員一致）。

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決  
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により  
第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認  
められる額について、会社に対しても求償することができるとい  
て、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）

		昭和五七年	四月
平成二年	七月	兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学院を卒業。	検事に任命。
二三年	一二月	以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官等を務める。	
二五年	一月	那覇地検検事正 その後、最高検検事	
二七年	一二月	法務省矯正局長	
二九年	四月	最高検監察指導部長 その後、同公判部長	
三〇年	二月	札幌高検検事長	
		大阪高検検事長	
		最高裁判所判事	



最高裁判所判事  
くさ の こう  
草野耕一

昭和三〇年三月二二日

参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

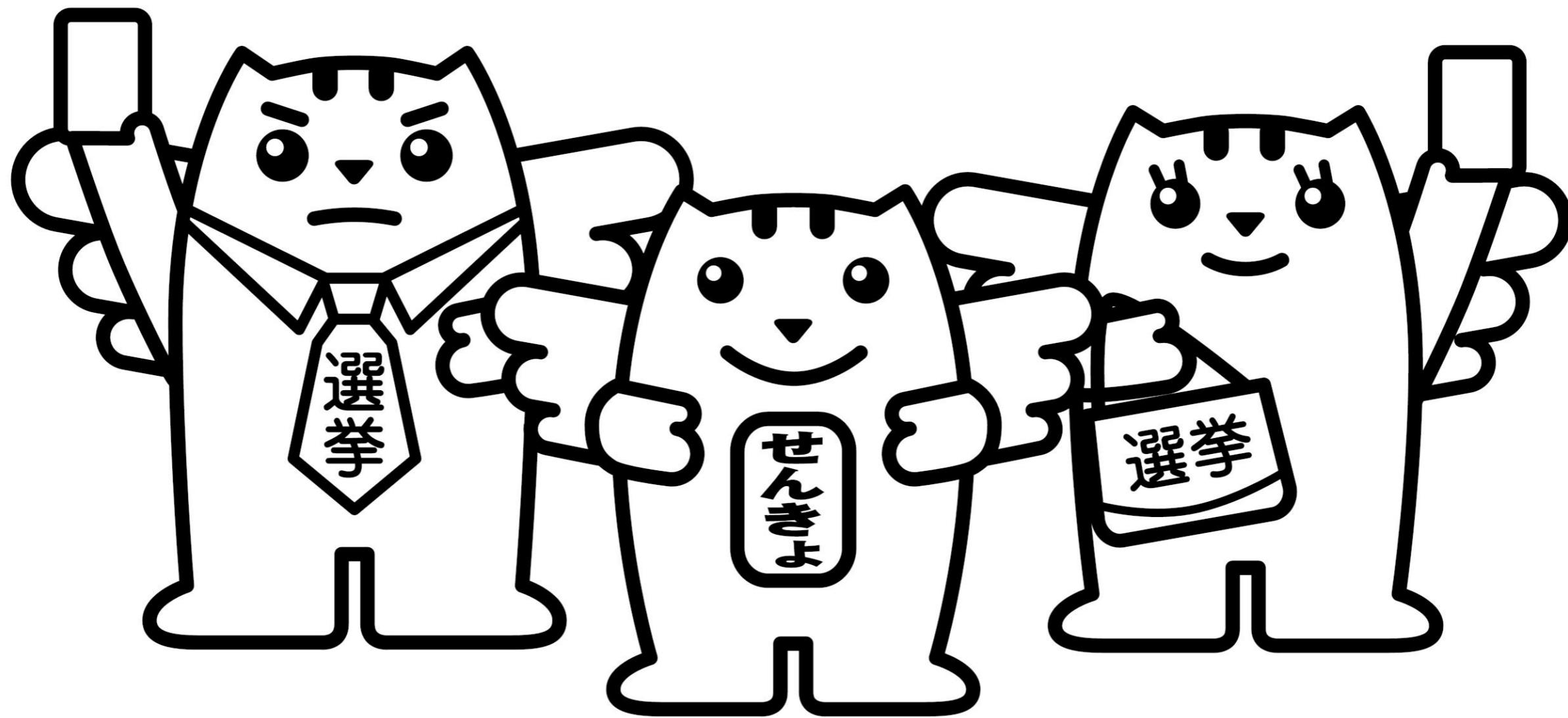
### 裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成を資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。



# 最高裁判所裁判官国民審査

**最高裁判所裁判官の国民審査は、  
裁判官が職務に適切な人物かどうか、  
国民が意思表示をする制度です。**



# 投票日は 10.31

SUN

[投票時間] 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く)

期日前投票 10月30日(土)まで

投票時間は原則として午前8時30分から午後8時まで

投票の詳細についてはお住まいの市区町の選挙管理委員会にご確認ください。

## 有権者の皆様へ

今回の国民審査に、皆様の大切な一票を投じていただけようお願いします。投票所では、事務従事者のマスク着用、手洗い・うがいの実施、投票用紙の記入に使用する鉛筆の消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。期日前投票は、新型コロナウイルス感染防止を理由としても行うことができますので、積極的に利用してください。

### 感染症対策へのご協力のお願い

- マスクの着用や咳エチケット等に協力をお願いします。
- 投票所に備え付けの消毒液による手指消毒に協力をお願いします。
- 投票用紙への記入にあたっては、「持参された鉛筆」の使用も可能です。
- 帰宅後も、手洗い・うがい等の感染症対策をお願いします。

### 特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルスに感染され自宅や宿泊施設で療養されている方、海外から帰国され一定期間の隔離や停留の対象となった方は、療養等されている場所で郵便により投票ができますので、お住まいの選挙管理委員会にお尋ねください。